

文化財情報を真の公共財とするために

福島幸宏（東京大学大学院情報学環）

Turning Cultural Assets Into True Public Goods

Fukushima Yukihiro (The University of Tokyo, Graduate School of Interdisciplinary Information Studies)

- ・ 公共財／Public goods・オープンデータ／Open data
- ・ クリエイティブ・コモンズ・ライセンス／Creative commons license
- ・ 機械判読／Machine interpretation

はじめに

憲法や社会教育法や文化財保護法、さらに関係の各法令に触れるまでもなく、文化財に関わる情報、特に公的機関が保存する情報は、本来、国民の公共財である。戦後の考古学や歴史学は、これを標榜することで一種の正当性を獲得してきた。しかし、現今の状況に応じて、文化財情報を広く社会と共有することができているか、まだまだ努力の余地がある。

ここでは、「文化財情報を真の公共財とするために」と題して、総論的に議論する。他の講義を理解する前提や、埋蔵文化財にとどまらず、地域の広範な文化財（当然、指定財のみを意味しない。そのため文脈に応じて文化資源とも述べる）の保存と活用を進めるために、各自の現場で、これまでの延長線上にない、新しい取組を発案・実装する際の参考になればと考える。

1. 前提となる認識

(1) 社会構造の変化

まず、現在の社会状況が、いまの文化財保護行政や行政の枠組みが作られ、発展してきた時期と大きく異なっている、という認識を共有したい。地域によって非常な差があることも含み込みながら、この自覚は、あらゆる施策を検討するうえでの大前提となる。

例えば、小熊英二は戦後の日本社会をドライブし

た「慣習の束」の存在とその不可逆の変化を指摘している¹⁾。また、増田寛也は数十年後に900あまりの自治体の場合によっては消滅するという予測をしている²⁾。これらの状況のなかで、地域の文化財の保存・活用は今後ますます重要になってくるが、それを担保できるだけの社会の余剰はない。地域社会のインフラ自体の維持が難しく、農学の知見からも、地域社会自体の縮小が慎重ながら提案されている³⁾状況である。つまり地域社会からは文化財を積極的に維持する余力が失われつつある。

(2) 資料に対する認識の深まり

一方、資料に対する認識は深化してきている。埋蔵文化財調査にまつわるデータも、従来からの遺物や図面、ノート類に加え、激増した写真データ・3Dを含めた計測データなども当然後世に受け継がれるべき資料として認識される。また、地域の文化資源に視点を転じた時、文化財保護法の対象が景観や近代の資料にまで届いている以上に、戦後社会が生んだ様々な製品や地域の活動、さらにデジタルでの空間自体の情報化、人間の情報行動に至るまでが対象になってきている。

また、阪神淡路大震災や東日本大震災を受けて、地域自体の消滅と、その復興過程における文化資源の重要性も改めて重視されるようになった。他方、阪神淡路大震災の直後から、平常時においても自治体史に収録されるような重要と評価された資料であっても、流出・消滅の危機にあることも可視化さ

れてきた。

まとめると、文化財の地域におけるプールの消滅、保護・活用すべき対象の拡大、棄損の危機の再認識の3点が我々を取り巻く状況である。では、この認識を前提にしたとき、文化財の保存と活用の処方箋はどのようなものがあるだろうか？

(3) より広範な味方を調達するために

これまでも、いろいろな現場での実践や報告があるように⁴⁾、その処方箋は多様であろう。しかし、一般に、社会教育の特に文化財関連の現場では、調査と情報の内部での管理に手いっぱいであり、社会に広める手段は展示や書籍、またはその代用としてのweb展開であった。ここでは、自治体組織の内部において、さらに地域でのアクティブな層に、また地域を超えて関心を持ってくれる人々にも届く、より広範な方法を提起したい。すなわち、文化財情報のオープンデータ化とその活用の働きかけである。この方法を通じて、保存すべき文化財の状況を広く共有し、その活用について様々なアクションを先方から呼び込むことが可能となる。

2. オープンデータの基礎と動向

(1) オープンデータの定義

そもそもオープンデータとはなんだろうか？総務省では、「オープンデータ基本指針」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）をもとに以下のように定義しており⁵⁾、これが現状の政府の指針となっている。

国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータをオープンデータと定義する。

1. 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの
2. 機械判読に適したもの

3. 無償で利用できるもの

この考え方は、現在ようやく様々な場面で議論され、実装されるようになってきている。このオープンデータの達成段階を、二次利用可能なライセンスの適用を前提に、データの形式を重視して「オープンデータの5つ星」として整理したのが「ウェブの父」ともいわれる、ティム・バーナーズ＝リーである。



図1 オープンデータの5つ星

上記の図を念頭に、以下「1.営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの」「2.機械判読に適したもの」のそれぞれについて、説明を加える。

(2) 二次利用可能なルール

ここでも先に1点留保をつけておきたい。それは、二次利用を検討する際、著作権と所有権の分離についての正しい理解が前提となるという点である。これについては、「顔真卿自書建中告身帖事件」の最高裁判決で一応の考え方が示され、現状では、著作権保持者と現に資料を所有しているものの権利は別であると理解されている⁶⁾。この点は現場でしばしば混同されているところである。

そのうえで、インターネット時代のための新しい著作権ルールとして、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス」という規約が、現在広く利用されている。

これは、権利者が、作品やデータ公開時にいくつかの権利主張を組み合わせ提示することで、作品

やデータの流通を図ろうとするもので、その組み合わせは6種類、さらに権利放棄を積極的に行うPDマークやCC0という表記あわせて論じられる。これまでは、著作権（複製権）については、完全な権利を保持する状態か、まったく保護の対象ではない状態かの「ゼロサム」の世界であった。しかし、これによって、作品やデータを、著作権者が一定の条件を付与しながらも自由に流通させることができ、受け手はライセンス内で再配布やリミックスなどが可能となる画期的なものであった。

2015年には、各府省ウェブサイトの利用規約である「政府標準利用規約（第2.0版）」にもCC-BYが採用されたことで、デファクトスタンダードの地位を確立しつつあり、自治体においても積極的な対応が期待されている。

(3) 機械判読

次に、機械判読について説明する。これはごく単純なことで、つまりはコンピュータが処理しやすい形式ということになる。これに適した形のデータは、アプリケーションから加工・利用しやすくなるために、途中の人手を大幅に省略することができる。

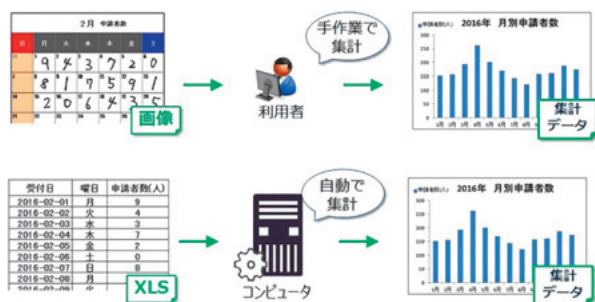


図2 機械判読のイメージ

文化財の情報に引き付けると、メタデータ記述の書式が重要となる。「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」⁷⁾によって、簡単に解説する。

まず、表形式のデータの記入ルールを確認しておきたい。「1つのデータセルには、1つの要素のみ記入」「データセルに、整形や位取りのための文字（スペース、改行、数値でのカンマ等）を含めない」「数値等のデータの値やタイトル、単位以外の情報を、セルに含めない」「英数字は半角とし、ひらが

な・カタカナは全角とする」「レイアウトのための空行・列は使わない」「データセルにふりかな、コメント・注釈などの加工は行わない」「全てのセルは、他のセルと結合しない」。これらはデータ分析を行う際には大原則であるが、まだまだ守られていない状況がある。

そのうえで、「タイトル（ラベル）」「作者（人物）」「日付（時代）」「場所」「管理番号（識別子）」の5項目について、判明している場合は必須の情報として記述することを求めている。逆に言えばこれで他のシステムとのデータの結合が可能になるのである。完全なデータを求めることは無意味である。作業切り下げの基準として意識することが重要となる。

また、コンテンツの権利情報や二次利用条件といった情報も併せて整備すること、外部に作業を委託する場合に発注者が自由に使えることに加え第三者の活用も可能となるよう契約内容の確認を行うこと、デジタルデータ作成時の情報が分かるようドキュメント等を残しておくこと、システム持続可能性のため特定の機器（システム、メディア等）に依存しないデータ形式とすること、万一の場合に備えデータ共有による分散化・複数化を進めること、などへの留意が望ましい。

(4) オープンデータの動向

これらオープンデータの動向は、この5年ほど非常に活発になってきている。以下、主要なものを摘要する。

- ・大学図書館の書誌データすべてにCC-BYを適用（2014年2月）
 - ・京都府立総合資料館が東寺百合文書WEBをCC-BYで公開（2014年3月）
 - ・足立区郷土博物館が江戸絵画・典籍などのパブリックドメインを宣言（2017年6月）
 - ・愛知県美術館がコレクション画像1000件以上のパブリックドメインを宣言（2018年11月）
 - ・大阪市立図書館が運用するデジタルアーカイブのうち約13万画像をCC0に（2019年9月）
- これによっても、自治体の規模や施設の種類にか

かわらず、保有データの公開が進んでいる状況は実感できる。しかし、公開するだけでは活用までは届かず、一定の仕掛けが求められている。

その鍵となるのは、活用の外部化である。例えば、Wikipedia Town という、その地域にある文化財や観光名所などの情報を調査し、その成果を「Wikipedia」に掲載する活動が2013年以降、各地で盛んである。Wikipedia は誰でもが編集に参加できるが、出典を明示して作成するルールがある。ここにオープンデータを提供しようとするものである。これらの活動の多くは市民と行政職員の協働で行われている。

また、商用利用も可能であるライセンスを付与している場合、コンテスト・画像検索加工講座・市職員向け研修などを通じ企業に働きかけ、ラッピングバス・記念品・広報チラシ・食品パッケージなどに、文化財情報を活用してもらった事例も出てきている。さらに、デジタルデータであることを、より徹底して利用し、第三者による地域の魅力発信のためや、学習用のアプリケーションの開発も行われている。

これらは社会教育のひとつの理想である、住民の主体的かつ高度な資料利用が期せずして達成されたものとも位置付けられよう。

おわりに

以上、設定した主題に従って、その処方箋をごく簡単に述べた。結局、従来の社会領域が縮小し、新しい領域が凄まじい勢いで展開している以上、個々人の想いや他の分野の動向がどうであれ、文化財行政全体はこの大きな動向に乗って行かざるを得ない。

住民に公的な情報へのアクセスの機会均等を保障し、同時に私的領域にある情報も公共財化されるべきという社会教育の理念を念頭におき、博物館や図書館との連携を要素に入れても同じ結論が出るであろう。そのためには、デジタル化とオープン化を、大きな構図をもって、しかし、できる範囲から進めることが必要である。文化財のデータの位置づけを、

調査・研究のためのものから、公開して味方（関係者）を増やすためのものに更新することが肝要となるだろう。

もちろん、専門家集団、そして研究者としてどう立居振る舞えるかも同時に重要になる。社会の構造に抗い、文化財を後世にいかに関与することが本当に可能な仕組みを作り上げられるのか、他の専門集団と“連携／融合”できているか、を最後の問いとして投げかけたい。

【補註および参考文献】

- 1) 小熊英二 2019『日本社会のしくみ 雇用・教育・福祉の歴史社会学』講談社現代新書
- 2) 増田寛也 2014『地方消滅』中公新書
- 3) 林直樹・齋藤晋編 2010『撤退の農村計画』学芸出版社
- 4) 大河内智之 2019「博物館機能を活用した仏像盗難被害防止対策について：展覧会開催と「お身代わり仏像」による地域文化の保全活動」『和歌山県立博物館研究紀要（25） pp.33-54
- 5) 地方公共団体のオープンデータの推進（総務省）
https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/opendata/（20191225確認）
- 6) 福井健策（監修）・数藤雅彦（編集） 2019『権利処理と法の実務』勉誠出版
- 7) デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン（内閣府）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/digitalarchive_kyougikai/index.html（20191225確認）

【図出典】

図1 オープンデータとは（総務省）

<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h25/html/nc121210.html>（20191225確認）

図2 オープンデータとは（尼崎市）

http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/kansa_joho/joho_kojin/1008392/1008394.html（20191225確認）